

被扶養者収入基準額一覧表

収入の種類	収入の基準額
給与収入	※収入の種類が複数ある場合は課税非課税問わず全ての収入を合算します。 次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。 ※ 給与収入は交通費、賞与を含んで算定します。 ① 雇用条件に定める収入見込額が1か月108,334円未満 ② 直近3か月の支給実績の平均額が108,334円未満
雇用保険の給付 (失業給付)	日額3,612円未満
健康保険の給付 (傷病手当金)	次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。 ※ 日額×360、月額×12を年額とみなします。 ① 日額3,612円未満 ② 月額108,334円未満
事業収入 (営業、不動産、農業等)	直近の確定申告書の収入金額(総収入)から共済組合で認められる必要経費(※)を差し引いた額が130万円未満 ※ 必要経費 ① 売上原価 ② 人件費 ③ 地代家賃(自宅と事務所が異なる場合のみ) ④ 種苗(農業収入の場合のみ) ⑤ 肥料(農業収入の場合のみ) ⑥ 小作料・賃借料(農業収入の場合のみ)
年金	公的年金(非課税のものを含む)等、個人年金全てを合算した額が130万円(月額108,334円/日額3,612円)未満 ただし、障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者は180万円(月額150,000円/日額5,000円)未満 ※ 公的年金を受給せずに個人年金のみを受給している場合の基準額は130万円未満です。
その他恒常的に得る収入 (株の配当金等)	税金控除前の総収入額

※ 年間収入(年額)の「年間」とは、必ずしも1月1日から12月31日までの1年間を指しては
 いません。事由発生時点から将来にわたっての1年間(12か月)で想定される収入を見ます。